

(別表)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直し後Phase	見直し可否
新規	507	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第1項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	508	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第2項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	509	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第3項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	510	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省	第19条第4項	農林水産大臣による事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	539	獣医療法	農林水産省	第8条第1項	農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	540	獣医療法	農林水産省	第8条第3項	農林水産大臣又は都道府県知事による診療施設への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	1201	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第1項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要
新規	1202	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第2項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要
別表1	236	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の段1項目第5号イ（カ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	237	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の段2項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	238	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の段4項目第5号イ（カ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	239	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第3（第16条関係）基準の段5項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	240	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第6（第49条関係）基準の段2項目第2号ア（エ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	241	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	別表第6（第49条関係）基準の段1項目第4号イ（オ）	飼料製造業者の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	246	動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第1項	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	247	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第13条第1項第1号	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	248	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第7条第2号へ	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	249	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第9条第1号二	動物用医薬品等の試験検査設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要
別表1	250	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第14条第1項	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	251	動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第8条第1項第1号	動物用医薬品等の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	252	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第13条第1項	動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	253	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第23条第1項第9号	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	254	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第24条第1項第5号	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	255	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第30条第1項	動物用医療機器の製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	256	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第7条第1項第2号へ	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	257	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第11条第1項第1号ハ	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要

別表1	258	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第16条	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
別表1	259	動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第8条	動物医薬品等製造業者等の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
新規	24	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第9条第5項第1号二	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	25	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第10条第1項第1号	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	26	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第31条第1項	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	27	動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第31条第1項	体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
新規	28	動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第8条第1項第1号	製造販売後調査等業務の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
新規	29	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第9条第5項第1号二	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	30	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第10条第1項第1号	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	31	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第20条第1項	市場への出荷に係る業務の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	32	動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	農林水産省	第20条第1項	製造管理及び品質管理の定期的確認	定期検査	1-①	2	要
新規	33	動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	農林水産省	第12条第1項	製造販売後安全管理に関する業務の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要
	289	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について	農林水産省	別添2 5 製造・品質管理者	飼料の製造業務に関する定期確認および品質検査	定期検査	1-①	2	要
	312	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について	農林水産省	(別添) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン 第3 基本的な指針 1 通則 ⑥	飼料等及びその原料を扱う施設等の環境に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要
	313	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について	農林水産省	(別添) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン 第4 管理体制 2 品質管理 ①	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入の有無に関する定期検査	定期検査	1-①	2	要
別表1	30	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要
別表1	31	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	自ら治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要
別表1	32	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要
別表1	33	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	自ら治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要
別表1	34	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第2条第19項及び第22条第1項	治験依頼者の監査	実地監査	1-②	2	要
別表1	35	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第47条第1項	自ら治験を実施する者についての監査	実地監査	1-②	2	要

新規	2	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要
新規	3	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要
新規	4	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第1項	モニタリング等への協力	実地監査	1-②	2	要
別表1	181	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第25条第1項	飼料製造事業所における飼料製造管理者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
別表1	183	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用再生医療等製品の製造所における製造管理責任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
別表1	184	動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用再生医療等製品の製造所における品質管理責任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
別表1	185	動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第4条第1項	動物用再生医療等製品の製造販売所における製造販売後調査等管理責任者の選任	常駐専任	3-1	3-1	要
別表1	186	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第132条第1項	動物用の管理医療機器の営業所における管理医療機器営業所管理者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
別表1	187	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用医薬品の製造所における製造管理責任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
別表1	188	動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	農林水産省	第3条第1項	動物用医薬品の製造所における品質管理責任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要
新規	31	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則	農林水産省	第32条第3号	飼料製造管理者の講習	対面講習	1-②	2-1①、2-1②、2-1③	要
新規	74	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	附則第2条第1項	愛玩動物看護師国家試験の受験資格取得講習	対面講習	1-②	3-1	要
新規	75	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	附則第3条第2項	愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験資格取得講習	対面講習	1-②	3-1	要
別表1	191	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第20条	特定飼料等製造業者登録簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
別表1	258	獣医師法	農林水産省	第8条第5項	資料の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
別表1	271	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要
別表1	272	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要
新規追加	232	獣医師法施行規則	農林水産省	第9条の7第4項	調書及び報告書の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
新規追加	238	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第21条第3項	外国特定飼料等製造業者登録簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
新規追加	239	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第29条第3項	規格設定飼料製造業者登録簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
新規追加	240	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	第30条第3項	外国規格設定飼料製造業者登録簿の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要
新規追加	241	動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要
新規追加	242	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第29条第2項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要
新規追加	243	動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要
新規追加	244	動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	農林水産省	第58条第1項	治験に関する記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要